



令和5年10月2日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市上下水道事業経営等審議会
会長 木下 萬喜雄

上下水道事業の経営や今後の料金等のあり方について（答申）

令和5年6月29日付けで当審議会に諮問された「上下水道事業の経営や今後の料金等のあり方について」審議した結果を次のとおり答申します。

記

（1）古賀市水道事業の経営や今後の料金等のあり方について

水道は、公営企業としてその経営は独立採算制を原則とし、効率的な経営のもとにおいて、適正な料金体系で健全な経営に努める必要があります。また、市民生活と経済活動を支える重要なライフラインであり、将来にわたって安全で安心な水の持続的な供給が必要です。

古賀市の水道事業は昭和32年の給水開始から10回の拡張事業と安定供給を図るための施設の拡充を行って、給水人口は拡張事業に伴い増加してきましたが、今後は人口減少に伴って横ばいか減少傾向となり、さらに使用者の節水意識や節水器具の普及により、有収水量及び料金収入は減少していくことが予想されます。

一方、水道施設は昭和40年から50年代に建設した施設が多く、年月の経過とともに老朽化が進んでおり、今後は計画的な施設更新が必要不可欠です。

そのため、古賀市水道事業の経営については、現在の水道事業の経営は健全であるものの、今後は給水収益が減少することが予想される中、老朽化した管



路の更新も急がれるため、引き続き、令和2年度に策定した「古賀市水道ビジョン」及び「古賀市水道事業経営戦略」の進捗管理を毎年度行い、5年のスパンで見直しし、経営基盤の強化を図ることが必要です。また、独立採算制に則り、必要な投資に向けた財源確保のため、今後とも収益を維持しつつより一層の経費削減等の企業努力の推進が必要です。

古賀市水道事業の今後の料金等のあり方については、現在の水道事業の経営は健全であり、算定期間内においては必要な投資を行える見込みであることから、現行の水道料金の据え置きが適切です。

なお、適正な収入の確保のため、水道料金の端数処理を10円未満切捨てから1円未満切捨てに改めること、及び月途中での水道の使用開始や使用中の場合には日割りで徴収することが必要です。

(2) 古賀市下水道事業の経営や今後の料金等のあり方について

地方財政法(昭和23年法律第109号)で定められた公営企業である下水道事業(公共下水道事業・農業集落排水事業)は、「汚水私費・雨水公費」の原則に基づく負担のもと、下水道使用料等による独立採算による健全な事業経営が求められており、このことは、将来にわたって安定した事業運営に寄与するものです。

しかしながら、現状、農業集落排水事業が収益的収支において一般会計からの基準外繰入金に依存し経営を行っているだけでなく、令和5年度からは公共下水道事業においても資本的収支の赤字額を補てんする財源が不足しているため、一般会計からの基準外の繰入を行いながら、経営を行っている状況です。

さらに中期試算では、どちらの事業においても資本的収支の赤字を補てんする財源の不足は増大し、収益的収支は物価高騰や施設の老朽化により悪化すると見込まれます。

このような状況下にあって、安定的な事業運営を行うための使用者負担のあり方を検証することが急務であると考えます。



記

【公共下水道事業】

補てん財源不足により、資本的収支の赤字額の一部を一般会計からの基準外繰入金に依存している現状と中期試算を鑑みて、別表のとおり、下水道使用料の増額改定が必要であるとの結論に至りました。

審議会においては、令和6年度から令和8年度までの「使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）」の赤字額解消について、下水道使用料改定による使用者の負担増の考慮と下水道事業の経営改善等により「使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）」については、平均924,031千円必要であると見込み、そのために現行使用料と比べ約10%の増額改定が必要です。

改定率の判断にあたっては、標準家庭使用料（1か月に20m³使用）における改定額にも着目し、料金改定がなされても県内他市における使用料の平均程度であることから利用者の理解は得られるものと考えます。

その他、適正な収入の確保に向けて、下水道使用料の端数処理を10円未満切り捨てから1円未満切り捨てとすること、基本料金から基本使用量を切り分けること、及び基本料金を使用開始日や使用中止日に合わせた日割りによる徴収とすることが必要です。

また、今回の答申は使用料算定期間を令和6年度から令和8年度までとし算定したものであることから、当該期間における下水道使用料の改定を確実に実施されますよう切に望むとともに、令和9年度以降も補てん財源の不足はさらに増加することが予想されることから、今後も下水道を取り巻く環境や社会情勢の変化、使用者負担の急激な変化等を考慮しながら、令和9年度以降の下水道使用料のあり方についても改めて検証されますよう申し添えます。

【農業集落排水事業】

下水道使用料で「使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）」を賄っておらず、その一部を一般会計からの基準外繰入金に依存し経営を行っている状況にあるが、古賀市の方針と同様に古賀市内での下水道使用料について、農業集落排水事業と公共下水道事業で差を設けるべきではないと考えられることか



ら、農業集落排水事業の下水道使用料については公共下水道事業と同額での改定とし、不足額が発生した場合、引き続き一般会計から基準外の繰入が行われることを望みます。

(別表) 下水道使用料の改定額について

(1か月あたり、税抜き)

汚水の種類	現行			改定後			
	使用料区分	汚水量	金額	使用料区分	汚水量	金額	
一般汚水	基本料金	8㎡まで	1,078 円	基本料金	—	1,108 円	
	超過使用料	1~8㎡	—	—	従量料金	1~8㎡	10 円/㎡
		9~10㎡	119 円/㎡	—		9~10㎡	132 円/㎡
		11~20㎡	145 円/㎡	—		11~20㎡	160 円/㎡
		21~30㎡	172 円/㎡	—		21~30㎡	190 円/㎡
		31~50㎡	183 円/㎡	—		31~50㎡	199 円/㎡
		51~100㎡	194 円/㎡	—		51~100㎡	213 円/㎡
		101~500㎡	210 円/㎡	—		101~500㎡	230 円/㎡
		501~1,000㎡	216 円/㎡	—		501~1,000㎡	239 円/㎡
		1,001㎡以上	221 円/㎡	—		1,001㎡以上	242 円/㎡
浴場汚水	基本料金		40 円/㎡				

古賀市上下水道事業経営等審議会

会長 木下 萬喜雄

副会長 浦野 倫平

委員 宮崎 マヨリ

中島 文博

吉村 律子

浩田 勝巧

西本 由佳